

# 静岡県養護教諭研究会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、静岡県養護教諭研究会と称する。

(構成)

第2条 本会は、静岡県内の幼・小・中・特別支援学校の養護教諭をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、養護教諭の職務等について研究し、養護教諭の資質向上・学校保健の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 研修会・講習会
2. 調査研究及び成果の刊行
3. 関係諸機関に対する要請
4. その他本会の目的達成に必要な事業

(事務局)

第5条 本会の事務局は、事務局長の所属する学校に置く。  
本会の所在地は、会長の所属する学校に置く。

## 第2章 役 員

(役員及び理事)

第6条 本会に、次の役員及び理事をおく。

- |         |    |        |     |         |         |
|---------|----|--------|-----|---------|---------|
| 1. 会 長  | 1名 | 4. 幹 事 | 若干名 | 7. 顧 問  | 1名      |
| 2. 副会長  | 4名 | 5. 会 計 | 1名  | 8. 会計監査 | 2名      |
| 3. 事務局長 | 1名 | 6. 書 記 | 2名  | 9. 理 事  | 第7条5による |

(役員及び理事の選出)

第7条 役員及び理事の選出は、次のように行う。

1. 役員選出委員会は、顧問・幹事及び理事の代表で構成し、役員選出にあたる。
2. 会長・副会長は、次のように選出する。
  - (1) 各地区において理事は会員の意見を聞き、候補者を役員選出委員会に推薦する。
  - (2) 役員選出委員会は、各地区より推薦された候補者の中から会長・副会長（4名）候補を選考し、代表者研修会に上程する。
  - (3) 代表者研修会は、役員選出委員会から上程された候補者の適否について審議し、会長・副会長を決定する。
  - (4) 会長の選出は、原則として静東管内・静西管内の順とする。
3. 事務局長・幹事・会計・書記・会計監査は、役員選出委員会の意向を受け、会長が委嘱する。
4. 顧問は、前会長と校長会より推薦された校長1名とする。
5. 理事は、各地区1名を会員が選出する。会員が51名以上の場合は50名につき1名の理事とする。ただし、政令市はこの限りではない。

(役員及び理事の任務)

第8条 役員及び理事の任務は、次のように定める。

1. 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 事務局長は、会の事務にあたる。
4. 幹事は、事業の推進にあたる。
5. 会計は、会の会計事務にあたる。
6. 書記は、会の記録等にあたる。
7. 顧問は、本会の必要事項について助言する。
8. 会計監査は、会計の監査にあたる。

9. 理事は、地区会員を代表し、代表者会の議決と各地区との連絡調整をする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、原則として2年とする。但し、再任を妨げない。

### 第3章 会 議

(総会)

第10条 総会は、研修会を兼ね、年1回以上開く。但し、会長が必要と認めた場合は随時開催できる。

(代表者研修会)

第11条 代表者研修会は、役員・理事で構成し、年3回以上開く。

(代表者研修会の任務)

第12条 代表者研修会は、次の事項を行う。

1. 事業計画及びその運営に関する事項の決定
2. 役員選任
3. 決算の承認及び予算の議決
4. その他必要事項の議決

(議決方法)

第13条 代表者研修会は、構成員の3分の2以上の出席(含委任状)をもって成立する。案件は、構成員の過半数の賛成をもって議決する。

(役員研修会)

第14条 役員研修会は、必要に応じて会長が開催する。役員研修会は、会長・副会長・事務局長・幹事・会計・書記・顧問で構成する。

(役員研修会の任務)

第15条 役員研修会は、事業の計画立案・議決事項の円滑な運営を図る。

### 第4章 会 計

(経費)

第16条 経費は、会費及び関係機関の助成金等をもってあてる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日で終わる。

(会費)

第18条 会員は、年3,000円の会費を納入するものとする。  
途中会員については、在籍月数×250円とする。

### 第5章 会則の改正

第19条 会則の改正が必要なときは、役員会で改正案を作成し、代表者会において審議し、3分の2以上の賛成をもって決定する。

附則 ・本会則は、平成9年4月1日から施行する。

- ・本会則は、平成11年2月18日一部改正
- ・本会則は、平成12年2月17日一部改正
- ・本会則は、平成13年5月28日一部改正
- ・本会則は、平成14年5月31日一部改正
- ・本会則は、平成18年5月18日一部改正
- ・本会則は、平成19年5月25日一部改正
- ・本会則は、平成20年5月12日一部改正
- ・本会則は、平成21年5月18日一部改正
- ・本会則は、平成22年5月17日一部改正
- ・本会則は、平成28年5月23日一部改正
- ・本会則は、平成29年2月14日一部改正
- ・本会則は、平成30年2月16日一部改正
- ・本会則は、平成31年2月15日一部改正